

小竹町過疎地域持続的発展計画

(計画期間 令和3年度～令和7年度)

令和3年9月

福岡県小竹町

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	1
(3)	町行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	6
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	8
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7)	計画期間	9
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	9
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
(1)	現況と問題点	11
(2)	その対策	12
(3)	事業計画	13
3	産業の振興	14
(1)	現況と問題点	14
(2)	その対策	15
(3)	事業計画	16
(4)	産業振興促進事項	16
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	16
4	地域における情報化	18
(1)	現況と問題点	18
(2)	その対策	18
(3)	事業計画	19
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	19
5	交通施設の整備、交通手段の確保	20
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	20
(3)	事業計画	21
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	22
6	生活環境の整備	24
(1)	現況と問題点	24
(2)	その対策	25
(3)	事業計画	26
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	27
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	29
(1)	現況と問題点	29
(2)	その対策	30
(3)	事業計画	32
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	32
8	医療の確保	34
(1)	現況と問題点	34
(2)	その対策	34

(3) 事業計画	35
9 教育の振興	36
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	37
(3) 事業計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38
10 集落の整備	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 事業計画	41
11 地域文化の振興等	42
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
12 再生可能エネルギーの利用の促進	43
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	44
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
(3) 事業計画	45
事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	46

1 基本的な事項

(1) 町の概況

本町は、福岡県のほぼ中央に位置する鞍手郡の南東部にあって、町を南北に貫流する遠賀川沿いに開けた直方平野の南部に位置する。

その昔から長崎街道の筑前六宿の一つである「木屋瀬宿」と「飯塚宿」を結ぶ交通要衝の地であり、古いまちなみは旧街道の面影をとどめている。

明治初年ごろまでは、戸数660戸、人口3,089人の一寒村に過ぎなかったが、石炭産業の発展とともに急激な人口増加を示し、最盛期には戸数4,900戸、人口21,000人余まで達した。

しかしながら、エネルギー政策の転換による石炭産業の衰退とともに、人口の流出が続いた。

特に、昭和35年から昭和45年までの10年間に、7,274人も減少し急激な過疎化現象を示した。その後、微増傾向にあったものの再び減少に転じている。これは出生率の低下による自然減もあるが、社会動態による人口の流出が大きな要因である。

昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法の施行以来、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法の地域指定を受け、道路を中心としたハード面の整備を図り一定の成果をあげることができた。しかし今なお、過疎問題の根幹的問題である人口減少、少子高齢化及び産業経済の停滞など、依然として過疎地域の課題は残っており、更なる過疎対策を講じていく必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和33年7月においては21,209人であったが、石炭産業の衰退とともに急激に減少の一途をたどり、平成27年国勢調査では、町制施行以来最も少ない7,810人となっている。

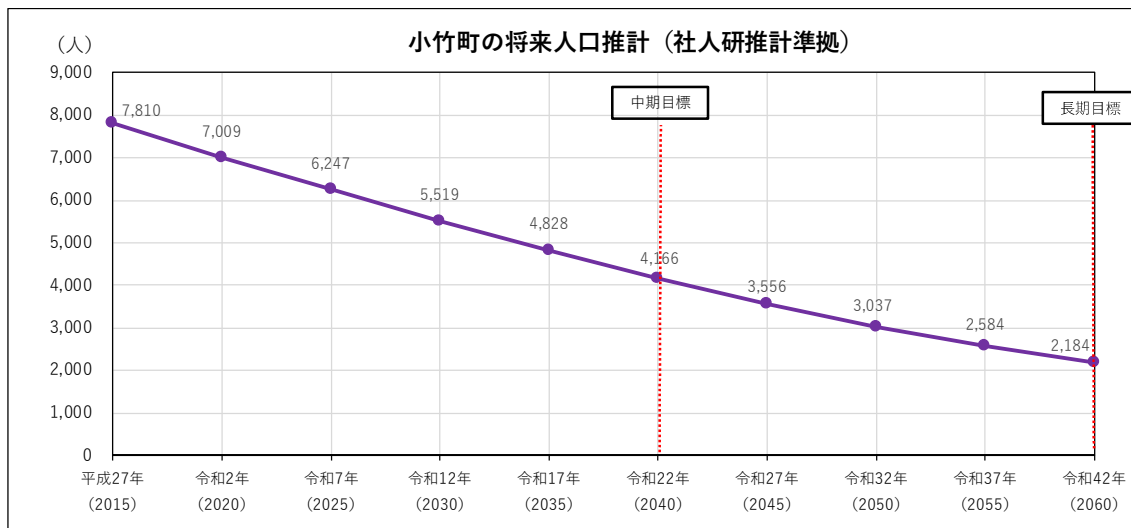
人口の年齢別構成を見ると、若年者比率が平成17年と平成27年の国勢調査数値で比較すると2.9%減少したのに対し、高齢者比率は、9.2%の増加となっており、高齢化が進んでいる。また、0歳から14歳の年少人口についても32.3%減少しており、少子・高齢化が顕著となっている。

将来の人口推計においては、令和22年(2040年)の総人口は4,166人になると予測されており、平成27年(2015年)の総人口と比較すると、46.7%の減少となる。福岡県の7.8%減少と比較しても、本町の人口減少は極めて深刻な状況にある。

表 1 - 1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 18,887	人 11,115	% ▲41.1	人 11,001	% ▲1.0	人 9,253	% ▲15.9	人 7,810	% ▲15.6
0 歳～14 歳	6,723	2,289	▲66.0	2,047	▲10.6	1,093	▲46.6	740	▲32.3
15 歳～64 歳	11,322	7,609	▲32.8	7,010	▲7.9	5,570	▲20.5	4,156	▲25.4
うち 15 歳～ 29 歳(a)	4,272	2,475	▲42.1	1,775	▲28.3	1,390	▲21.7	942	▲32.2
65 歳以上 (b)	832	1,217	46.3	1,944	59.7	2,590	33.2	2,907	12.2
(a)/総数 若年者比率	% 22.6	% 22.3	—	% 16.1	—	% 15.0	—	% 12.1	—
(b)/総数 高齢者比率	% 4.4	% 10.9	—	% 17.7	—	% 28.0	—	% 37.2	—

表 1 - 1 (2) 人口の見通し



イ 産業の推移と動向

平成27年国勢調査での本町の産業別人口は、第1次産業2.2%、第2次産業31.1%、第3次産業66.7%となっており、第1次産業の就業人口は、今後も就業者の高齢化や後継者不足などにより、この傾向はさらに進むと思われる。

また、第2次産業の比率は平成22年の28.4%から平成27年の31.1%と増加している一方、第3次産業は、平成22年の69.0%から平成27年の66.7%へと2.3%減少している。

表1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,451	人 4,550	% ▲29.5	人 4,431	% ▲2.6	人 3,769	% ▲14.9
第一次産業 就業人口比率	% 8.8	% 4.9	—	% 2.4	—	% 3.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 60.0	% 39.0	—	% 39.4	—	% 29.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 31.2	% 56.1	—	% 58.2	—	% 67.9	—

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,404	% ▲9.7	人 3,101	% ▲8.9
第一次産業 就業人口比率	% 2.6	—	% 2.2	—
第二次産業 就業人口比率	% 28.4	—	% 31.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 69.0	—	% 66.7	—

(3) 町行財政の状況

ア 行財政

本町は、昭和61年度の第1次行政改革から平成27年度の第6次行政改革まで、地方自治の原則である最小の費用で最大の効果をあげるため、簡素で効率的な行政の確立を図ることを目的とし、町政全般にわたり推進してきたところである。この効果もあって長年の懸案事項であった庁舎建替が完了した。

しかしながら、本町の財政状況は、町税等の自主財源に乏しく、国・県からの地方交付税や補助金等に極端に依存した非常に脆弱な財政構造となっており、加えて、本町のような過疎地においては、人口減少による消滅可能性都市としての危惧等を背景とした極めて厳しい財政状況であり、中長期的にも一層の財政状況の悪化が懸念される。

こうした危機的な財政状況の中、本町行政のあるべき方向を踏まえた新たなまちづくり及び町勢の活性化により、地方自治の本旨である町民の福祉の向上を図るため、不断に行財政改革の取り組みを行い、今まで以上に簡素で効率的な行政の確立を図ることとする。

ウ 主要公共施設

町道の整備状況を区分ごとに分析すると、改良率65.3%、舗装率92.2%となっており、整備は進んだものの、いまだ消防車や救急車など緊急車両が通れない幅員3.5m未満の未改良道路が全体の33.6%を占めている。

水道普及率については、99.6%となっておりほぼ充足しているが、老朽化した施設を更新していく必要がある。

公共下水道については、福岡県が平成11年から遠賀川中流流域下水道事業に着手しており、本町としては、公共用水域の保全と当該地域の生活環境の改善を図るべく、流域関連公共下水道として、平成16年度から順次整備している。

また、浄化槽設置整備事業費補助金の制度を導入し浄化槽の普及に努める一方、平成2年から北西部地域の南良津地区から中央地区までの処理戸数254戸、集中浄化処理場1ヶ所の農業集落排水事業に着手し、平成9年から供用を開始している。しかしながら、加入率は80.2%で十分な成果を上げるに至っていない。

人口千人当たりの病床数については、7床となっているが、町内には眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科などの特定診療科目の医療機関がなく、町民は近隣市町の医療機関を利用している。

表 1 - 2(1) 町財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	4,387,349	5,517,401	5,663,789
一般財源	2,869,070	2,983,908	2,899,360
国庫支出金	575,402	855,530	319,955
都道府県支出金	218,340	217,409	309,832
地方債	314,788	717,595	1,480,360
うち過疎債	46,400	340,800	113,600
その他	409,749	742,959	654,282
歳出総額 B	4,266,791	5,306,854	5,540,703
義務的経費	1,955,954	2,003,760	1,972,730
投資的経費	577,250	1,197,173	1,630,041
うち普通建設事業	545,193	1,197,173	1,628,712
その他	1,733,587	2,105,921	1,937,932
過疎対策事業費	46,449	346,547	125,656
歳入歳出差引額 C(A-B)	120,558	210,547	123,086
翌年度へ繰越すべき財源 D	24,694	25,478	60,272
実質収支 C-D	95,864	185,069	62,814
財政力指数	0.314	0.29	0.34
公債費負担比率	20.8	19.0	14.9
実質公債費比率	17.1	14.3	9.4
経常収支比率	89.7	95.6	96.7
将来負担比率	90.7	78.2	105.6
地方債現在高	5,322,688	4,977,025	5,947,769

表 1 - 2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
町道					
改良率 (%)	38.9	49.7	58.6	63.7	65.3
舗装率 (%)	11.8	83.8	88.9	91.5	92.2
農道					
延長 (m)	—	—	—	4,627	4,627
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	24.8	30.6	27.1	31.9	30.4
林道					
延長 (m)	—	—	—	—	—
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	99.5	99.5	99.8	99.6	99.6
水洗化率 (%)	—	4.1	18.3	32.8	37.4
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	9.3	9.5	5.6	6.5	7.4

(4) 地域の持続的発展の基本方針

これまでの過疎対策は、道路整備、水道・下水処理施設の整備など生活環境の整備、基盤整備をはじめとした産業振興、少子高齢化に対応した福祉施策、教育施設の整備など教育の振興のほか、地域活性化のため観光レクリエーション施設の整備を推進してきた。

これらの対策事業により、地域の基盤整備が進み、生活や経済活動の利便性が向上するなど地域の活性化が図られた。

今後も厳しい財政状況の中において、引き続き産業基盤や生活環境の維持、向上を図る必要があるとともに、時代の変化に対応した地域振興策が必要であることから、ハード・ソフト両面において過疎対策を推進していく必要がある。

このため、小竹町は第5次総合計画において、「住みたい！育てたい！訪ねたい！あなたが主役 幸せ実感 小竹町」を将来像とし、まちづくりの基本テーマである

- ① 優しさを感じ、住みたいと思える町
- ② 活力に満ち、発展を続ける町
- ③ 安全・安心を実感し、快適に暮らせる町
- ④ みんなが主役、絆によって集う町
- ⑤ 町民の信頼に応え、住み続けられる町

の5つのテーマに基づき、まちづくりを進めていく。

① 優しさを感じ、住みたいと思える町

子どもから高齢者まで、ともに支え合い、ともに心穏やかに暮らすことができる環境や、誰もが平等に社会に参画できる環境を整えるとともに、住み慣れた地で生涯を通して健康でいきいきと生活できる町を目指す。

② 活力に満ち、発展を続ける町

農業が魅力ある産業として十分に認知されるよう、農業経営基盤の強化や認定農業者等担い手の育成支援を推進するとともに、安全・安心を全面に打ち出し、町内農作物のブランド化、販路拡大に努める。

工業の振興については、誘致企業との連携を図り、より一層の雇用の確保と重要課題である進出企業の従業員の定住促進に努め、経済基盤の拡大振興を目指す。

商業観光においては、商工会をはじめとする関係機関とともに、魅力ある商店づくりや特産品の開発販売に取り組み、地域経済の活性化を図る。

③ 安全・安心を実感し、快適に暮らせる町

J R福北ゆたか線や平成筑豊鉄道、国道200号が町内を走り、福岡市・北九州市都市圏への交通アクセスが良好な本町の優位性を活かしながら、道路交通環境の整備促進を図る。

また、町民が安心して暮らせるよう、地域防犯意識の高揚に努め、防災・減災を推進するとともに災害に強いまちづくりを目指す。

あわせて、計画的に空き家対策や上下水道整備に取り組み、機能的で快適な地域を創出し、移住定住促進を図る。

④ みんなが主役、絆によって集う町

自ら学び、考え、行動できるような「生きる力」を持つ子どもたちの育成に努め、心身ともに健やかに成長できるよう、学校・地域・関係団体等との連携を図る。

また、健康でいきいきと心豊かな生活を送るため、自ら生涯に渡って学習やスポーツに取り組むことができるよう、生涯学習や生涯スポーツの普及促進に努める。

⑤ 町民の信頼に応え、住み続けられる町

町民自らが地域コミュニティ活動の担い手となり、まちづくりの主役として地域づくりに参画できるような仕組みを構築し、協働・共生のまちづくりを推進する。

また、質の高い安定した行政サービスを提供するため、広域連携による事務処理を推進し、効率的な行政執行体制を確立するとともに、自主財源の確保に努め、財政基盤の強化を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

①長期的展望

令和2年3月に策定した人口ビジョンにおいて令和42年の人口規模を3,322人と設定し、必要な施策を推進する。

②合計特殊出生率

国及び県が設定した希望する子どもの数に基づく出生率により、令和12年に1.8、国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率に基づき、令和22年に2.07を達成することを目指す。また、年間の出生数については、50人前後とする。

③将来展望を実現するための戦略

移住・定住施策や雇用の創出等により若い世代の呼び込み・呼び戻し等対策により、転入を増やし、就職等で転出していく人を減少させることにより、転入・転出のプラスマイナスを0にする。

イ 財政力に関する目標

成果指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)
①経常収支比率	96.7%	96.2%
②財政力指数	0.34	0.36
③町税の徴収率	98.4%	99.0%

ウ その他、地域の実情に応じ、地域の持続的発展のための基本となる目標

成果指標	現状値 (R元年度)	目標値 (R7年度)
小竹団地就業者の町内居住者の割合	就業者の9.6%	就業者の20%
新規就農者数	2人	5人
新規創業店舗数 (創業スクール受講者に限る)	0店	3店
観光入込客数	47,242人	100,000人
町ホームページ年間アクセス数	7,106,075件	10,000,000件
町公式LINE登録者数	—	2,000人
町内巡回バスの利用者数	29,115人	35,000人
下水道水洗化率	37.4%	100.0%
下水道普及率	10.0%	80.0%

年間資源回収量	112,245kg	160,000kg
こども園通常保育園児数	155人	現行水準の維持
年間学童保育利用世帯数	76世帯	現行水準の維持
子育て応援宣言企業数	24社	26社
町立病院における特定健診年間受診者数	18人	60人
特定健診年間受診率	30.2%	60.0%
空き家情報登録件数	—	10件

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画における施策・事業の効果検証は、事業完了後の翌年度にPDCAサイクルによる効果的な見直し、改善を実施していく。

検証については、本計画は町総合計画及び総合戦略と密接に関係していることから、総合戦略における外部有識者等を含む検証機関により、適宜検証を行う。

※1 PDCAサイクル…Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

小竹町公共施設等総合管理計画では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を以下のとおり定めています。

基本的な考え方

地方公会計における固定資産台帳を基に将来の施設整備費（更新費用等）について、推計し、財政シミュレーションを行った場合、持続可能で健全な維持管理を実現するためには、今後30年間に於いて施設整備費及び行政コストを約73億円削減することが必要となる。

本町では、これを実現しながら適切な公共施設サービスを提供し続けていくために、公共施設等の管理に関する基本方針を定め、それに基づく公共施設の安全性の確保や適正配置の検討による公共施設等マネジメントを行い、施設の長寿命化並びに施設機能の統廃合や集約化、公民連携（PPP/PFIなどの民間活力の活用等）、近隣市町村との公共施設の相互利用等についても検討したうえで、住民ニーズに対応した効率的、効果的な管理の実現を目指す。

なお、本計画（過疎地域持続的発展市町村計画）に記載された公共施設等の整備については、全て上記の基本的な考え方に適合するものです。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

人口流出が続き、高齢化による集落の機能低下が顕著となっており、外部からの新たな活力を供給することが喫緊の課題となっている。

近年、頻発する大規模な自然災害や新型コロナウイルス感染症による安心・安全に対する意識の高まり、情報通信技術の急速な発展、働き方・ライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化に伴い地方移住への関心が高まっている。

これまでも、人口減少対策の一環として、子ども医療費助成や学校給食費の助成、住宅取得補助金など若者や子育て世代などの移住・定住の促進を行ってきた。しかし、移住・定住促進の効果が低く、決め手となっていない現状から、効果的な移住・定住支援の取組やニーズに即した制度の見直しや移住者目線で、移住希望者に寄り添った支援を行う必要がある。

イ 地域間交流の促進

町民が郷土への愛着を深めるためにも、町内各地域の地域資源や行事について町民同士が互いに行き来し、交流を深めることが望まれる。

他地域との交流は、地域特産物の販路拡大や交流人口増加による経済効果のほか、人とのふれあい体験を通して教育面などにも大きな効果が生まれる。一方で、受入側の負担感の増加や参加者の固定化などの課題もあるため、受入先や参加対象の拡大等に取り組む必要がある。

スポーツ交流はもとより、文化的、経済的な交流を促進するためには町民と一体となった活動が必要となる。

ウ 人材育成

コミュニティを取り巻く環境の変化と多様化により、超高齢・人口減少社会を迎え、コミュニティの活動に対する期待が高まりを見せる一方、活動に課題を抱える地域もみられるようになってきた。また、これらの課題には地域差があり、本町の中でも多様な実態がある。

本町のコミュニティ活動の中心主体として、自治会などの地域型のコミュニティの存在感が大きい。

「地域社会を運営するための人材」の確保と育成として、地域と自治体行政の協働の結果、地域の課題を把握し、その解決方法を検討するという過程を通して、コミュニティを運営し、活動を担っていく人材を育成する必要がある。

また、学校教育を通じて地域づくりの担い手となる若者を育成することが重要であり、Society5.0時代において、新たな価値を創造していくためには、同じような能力

を持った人材ではなく、それぞれの個性を生かした異なる能力を持った人材を育成する必要がある。このような人材を育成する場として、本町のような過疎地の小規模校は、地域にかかわることで社会を変革できるという感覚を得やすく、また、一人一人の学びをサポートするのに適した環境である。このため、町の将来を担う若者を育成する場として、本町の学校への進学を推進する必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住

若い世代やU I ターン希望者の本町への移住・定住を促進するため、起業・就業や住居、子育て、教育等の受け皿に関する総合的な環境づくりや結婚推進事業を行うほか、県や北九州都市圏域市町等と連携を図り、移住・定住希望者に対して、町の情報発信や定住相談、移住セミナー、イベントの開催等を行うことで、町への移住・定住促進と関係人口の創出・拡大を図るとともに、移住後のサポートを実施していく。

地域おこし協力隊の受入を通して、移住者を受け入れる地域体制を整え、地域内での受入人材の育成に取り組む。

公共施設等の跡地や空き家等を活用したテレワークの促進、サテライトオフィスの整備などを行うことで、二地域居住者や女性、障がい者など多様な人材の確保を行うとともに、関係人口の創出及び移住・定住の促進を図る。

※2 テレワーク…ICT を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

※3 サテライトオフィス…本社から離れた居住地の近くなどに立地し、情報技術の活用により本社などと連絡を取りながら業務を行う事務所

イ 地域間交流の促進

町内各地域の地域資源や行事について、町内広報などを通じて相互参加を促すとともに、相互交流を通じた地域イベントの充実を支援し、地域間連携の強化を図る。

田舎体験など体験型観光の都市・農山村交流事業を促進し、地域活性化と交流人口の増加を図る。

ウ 人材育成

「地域社会を運営するための人材」の確保と育成として、公民館活動や社会教育を通じて地域住民が地域づくりの意識を持つような社会づくりに取り組む。

学校教育を通じて地域づくりの担い手となる若者を育成することについては、直轄広域の市町が連携して、情報化技術に実践的に触れる機会を創出し、将来の進路や仕事選びの選択肢を増やすきっかけづくりを行い、Society5.0 時代をリードするIT 人材を育て、地域内企業への就職又は創業を促すことを目的として、地域の中学生及

び高校生を対象にプログラミング教室を実施する。

※4 Society5.0…狩猟社会（ソサエティ1.0）、農耕社会（2.0）、工業社会（3.0）、情報社会（4.0）に次ぐ、第5の新たな社会のこと。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	移住定住促進事業	町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の基幹産業である農業は、米・麦・大豆を主要とする水田作や、酪農や養鶏等の畜産業を中心に展開している。近年、農家数、農業就業人口ともに減少が続いており、特に後継者不足と就業者の高齢化が進み、厳しい状況に置かれている。

農業を取り巻く環境は、国際化の進展や農業従事者の減少、高齢化といった時代の大きな流れの中で変化している。このため、農業経営においても既存の農業形態からの脱却を図るため大胆な意識改革と転換策等により、自主的な経営努力を行う必要があり、土地利用型農業を中心に担い手への農地集積や生産コスト低減に向けた動きの加速化が急務である。また、6次産業化による新商品開発・ブランド化の推進、市場・直売所・海外輸出など多様な販売ルートの展開、地産地消を推進し町内農畜産物の消費拡大を図るなど、農業経営の経営安定や農業所得向上のために支援を充実していく必要がある。

有害鳥獣による農産物被害については、侵入防止柵の設置等、対策を実行しているが、依然として大きな被害が農業経営に損失をもたらしており、より効果のある予防及び捕獲対策の充実が必要である。

イ 工業

本町では、国・県・関係機関との連携を図りながら地域経済の活性化と雇用の場の創出のため、企業誘致活動に取り組んできた。

町内の工業団地は完売状態であり、既存企業の技術力の向上や経営基盤の強化を図るための情報提供、企業間の連携を強化する体制づくりなどを進める必要がある。

ウ 商業

本町の商業は、福岡・北九州両都市圏及び近接する直方市・飯塚市など商業集積地への消費者流出し、小売業は厳しい状況になっている。

小竹団地への企業立地に伴う住宅需要や、小竹・勝野両駅の周辺開発による地域活性化の状況を見極め、新たな商業地の形成を努める必要がある。

エ 観光又はレクリエーション

近年の社会経済の変化に伴い、労働時間の短縮による余暇の増大や感染症等による屋外での体験型観光、多趣味化に加え、SNS等による情報量の増加により休日の過ごし方が多様化している。従来の観光スタイルは、名所・旧跡の見学など複数の観光地を移動し宿泊地を変えていく周遊型観光が主であったが、近年では宿泊地を拠点とし静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しみ、周辺の観光も楽しむ滞在型観光に加

え、歴史遺産や町並み、古典芸能、コンサート、美術鑑賞などの芸術、アミューズメント、ショッピング、飲食を楽しむ都市型観光も多くなってきている。

観光レクリエーションも見学型から体験活動型へ、金銭消費型から時間消費型へ、活動人数も団体旅行が減り、気の許せる家族や知人等と出かける個人・小グループ型が増加している。こうした中、本町においては伝統や文化、自然の豊かさを活かした体験型観光メニューの充実、受入環境づくりが必要となっている。

(2) その対策

ア 農業

本町農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って経営構造政策（経営基盤強化）に積極的に取り組む。

- ①生産基盤の整備と多面的機能の維持
- ②認定農業者や集落営農組織等担い手の育成
- ③新規就農者の確保
- ④経営の近代化とブランドの確立
- ⑤地産地消の推進
- ⑥流通・販路の拡大
- ⑦スマート農業の推進

各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施する。

イ 工業

小竹団地の既存企業の産業構造の多様化に努め、まちの活性化に資する雇用機会の確保と所得の向上を図る。また、新たな補助金制度や奨励金制度の導入を図り、地元における雇用機会の拡大を図る。

ウ 商業

商工会と連携を図りながら、消費者ニーズを的確にとらえ、既存店舗の経営の合理化や近代化を促進し、住民の消費生活の利便性の向上や商業の拡充・強化を図る。さらに、町民が買い物などに対し不便を感じないように、複合施設の誘致を促進する。

エ 観光又はレクリエーション

魅力ある観光・交流に向けて、豊かな自然、史跡、文化財、各種体験施設など気軽に町内を周遊できるモデルルートを設定するなど、町内業者や各種団体とも連携を図りながら、独自の観光を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症による新たな生活様式に配慮した受入体制の整備や案内標識板の充実を図る。そして、多くの町の

良さを発信するため、近隣の市町及び観光まちづくり協会や各種団体とも連携を図り、密接した広域観光を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10)過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	麦・大豆等生産技術向上推進事業	町	
	商工業・6 次産業化	直鞍広域連携プロジェクト事業	協議会	負担金
		ふれあい商品券事業	商工会	補助金
	(11)その他	権現堂幹線 L=2,200m W=9.0m	町	

(4) 産業振興促進事項

過疎地域の持続的発展を実現するため、本町における製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等をした者に対し、固定資産税の課税免除措置を講じる。

また、産業振興において周辺市町村との連携に努めていく。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
小竹町全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

小竹町公共施設等総合管理計画では、産業の振興に係る施設の管理に関する基本的

な方針を以下のとおり定めています。

基本的な方針

日常点検による状況把握により危険箇所の早期発見や経過観察に努め、安全性を確保するとともに効率的な維持管理を行う。

舗装・道路附属物等の道路新設については、施設の危険性や重要度等を踏まえ優先順位を検討し、計画的な補修・更新を進め、長寿命化や維持管理に取り組む。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報化の進展は、地理的な条件に起因する時間的距離の制約や非効率性などの問題を克服する上での効果が大きく、過疎地域においてこそ大きな役割を果たすものである。

新しい情報化の流れに対応し、利便性の高い生活環境を整えていくため、これまで公共施設間の情報ネットワーク網及び町全域における光ファイバー網による情報通信基盤の整備を推進し、地域情報化の向上を図ってきた。今後も、マイナンバー制度の実施を踏まえ、これらの情報基盤網を活用した行政サービスの提供や、効率的な行政運営が求められているが、十分な情報セキュリティ対策を講じる必要がある。

町民が情報通信技術にふれる機会が増大する一方で、情報通信技術格差（デジタルデバイド）は解消されておらず、継続した情報通信技術利活用の啓発、情報リテラシー（情報機器やITネットワークを活用して情報を活用する能力）の向上が大切である。

今後とも、デジタル技術の利活用により、年齢、障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、誰も取り残さない形で、全ての国民にデジタル化の恩恵を広くいきわたらせていく環境の整備に取り組む必要がある。

(2) その対策

情報通信技術が地理的・時間的な制約を解消し得る身近な手段であることを最大限生かし、行政サービスにおいては、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる。その方法・手段として来庁しなくても申請・届出を行うことができる仕組みなどを充実させる。また、個人番号カードの機能を有効活用し、住民票等のコンビニ交付の推進や各部署における事務手続きの見直しを進めるなど、行政サービスの効率化を図るとともに、地方公共団体業務などの共通の取組については、システムの標準化・共同化の有効性を検討する。

近年多発する大規模災害の発生等で町内指定避難所等に多数の住民が避難しており、今後もこのような状況が想定される。公共施設への公衆無線LAN（w i - f i）を整備することで、災害発生時にも住民等が広く情報を収集できる状態を確保するとともに平時にも行政情報の発信や地域住民の学習等での利用を促すことで、利便性の向上を図る。

情報セキュリティ対策を強化し、情報資産を不正アクセス行為などから保護するよう努める。また、町職員を対象とした情報セキュリティ対策の人材育成に努めるとともに情報セキュリティポリシーの周知徹底を行う。

デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できるUI（ユーザーインターフェース）の設計や、外国人利用者向けの申請画面等の多言語化など、利用者目線で、かつ、利

用者に優しい行政サービスの実現に取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 その他	公共施設等無線LAN環境整備	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	納付・各種証明サービス拡充事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

小竹町公共施設等総合管理計画では、地域における情報化に係る公共施設の管理に関する基本的な方針を以下のとおり定めています。

基本的な方針

効率的な維持管理に努め、予防保全の考え方により計画的に修繕等を実施し、施設の長寿命化を推進する。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本町の道路網は、国道200号をはじめ県道4路線及び町道585路線によって構成されている。

小竹町域の東西軸として、飯塚市へ通ずる町道勝野・勢田線については、町の玄関口であるJR小竹駅に近接していることから、大いに利便性の向上を図っている。

公共交通機関は、鉄道としてJR福北ゆたか線と平成筑豊鉄道の2社の路線があり、町内に3つの駅を有している。

JRの2つの駅の乗降客は、JR福北ゆたか線の電化事業及び飯塚市からの新町道整備によって飯塚市や田川地域からの通勤・通学客の利用が増加しているが、平成筑豊鉄道あかぢ駅の乗降客は、減少傾向にあり、運行を維持するための赤字補てんが、町の財政を逼迫させる一要因となっている。

また、近年の路線バス廃止による公共交通バス不便地域については、直営による巡回バス及びワゴンの運行を実施している。

道路及び公共交通の広域的な整備は、地域の活性化にとって最も根幹となる基盤であるため、町内外の交通アクセスを向上させ、均衡ある発展を目指した計画的な整備が必要である。

また、生活道路については、安全を確保するための整備が必要である。

公共交通機関については、広域的な交通アクセスの向上を図るとともに、バスなどの総合的な運行体系の構築が必要である。

(2) その対策

国道・県道等の主要広域幹線道路とアクセスする幹線町道については、他の事業計画と整合性を図るとともに、他市町との連携を保ち、安全で機能的な整備を年次計画の下に推進する。

他の幹線道路や町民の日常生活に密着した一般町道については、安全で快適な利用しやすい生活道路として、拡幅や舗装などの整備に努める。

公共交通機関については、交通弱者や通勤・通学者などの日常生活の移動手段としてのJR福北ゆたか線、平成筑豊鉄道、巡回バスなどの総合的な運行体系の構築に努める。

また、利用者のニーズ・利便性に配慮した効率的な運行計画の見直しを行い、事業費の削減及び利用者の増加を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道 道路	渡口5号線道路改良 L=110m W=4.0m	町	
		赤地・鴻ノ巣線道路新設 L=1,000m W=5.0m	町	
		兵丹・百合野線道路新設 L=600m W=10.0m	町	
		権現堂3号線道路改良 L=110m W=5.0m	町	
		ニュータウン17号線道路新設 L=350m W=5.0m	町	
		恵下田6号線道路改良 L=200m W=5.0m	町	
		恵下田4号線道路改良 L=273m W=5.0m	町	
		沼ノ上1号線道路改良 L=362m W=4.0m	町	
		小浦3号線道路改良 L=215m W=5.0m	町	
		砂田・芦北線道路改良 L=920m W=13.0m	町	
		塩頭1号線道路改良 L=110m W=7.0m	町	
		小谷2号線道路改良 L=135m W=4.0m	町	
		波打・七反田線道路改良 L=250m W=4.0m	町	
		定徳2号線道路改良 L=110m W=4.0m	町	
御徳幹線道路改良 L=350m W=6.0m	町			
横手・宇戸線道路改良 L=600m W=5.5m	町			

	吉野 2 号線道路改良 L=250m W=4.0m	町	
	高棚 1 号線道路改良 L=200m W=10.0m	町	
	御徳・中泉線 L=350m W=6.5m	町	
	御徳・颯田線 L=300m W=6.0m	町	
	千俗・塩頭線 L=980m W=6.0m	町	
	中島・芦北幹線 L=540m W=7.5m	町	
	中山幹線 L=750m W=7.2m	町	
	南良津・勝野幹線 L=960m W=7.0m	町	
	御徳工業団地・権現堂 2 号線 L=600m W=7.5m	町	
	権現堂 2 号線道路改良 L=170m W=7.0m	町	
	水落・西ノ前線 L=300m W=7.0m	町	
(9)過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通	巡回バス運行事業	町	
	巡回ワゴン運行事業 (シルバー人材センター委託料)	町	
	地域交通体系整備事業	協議会	負担金

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

小竹町公共施設等総合管理計画では、交通施設の整備、交通手段の確保に係る施設の管理に関する基本的な方針を以下のとおり定めています。

基本的な方針

日常点検による状況把握により危険箇所の早期発見や経過観察に努め、安全性を確保するとともに効率的な維持管理を行う。

舗装・道路附属物等の道路新設については、施設の危険性や重要度等を踏まえ優先

順位を検討し、計画的な補修・更新を進め、長寿命化や維持管理に取り組む。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

本町の水資源は、遠賀川伏流水、庄内川表流水、三六地下水であり、現在は安定した供給が図られている。

本町の上水道施設は、量的な整備はほぼなされたが、給水人口の減少による給水収益の減少と、水道施設の老朽化が進んでいる。

今後とも安全で衛生的な水を安定供給するため、運転管理及び維持管理体制の整備に努め、施設については、給水人口や給水量の推移及び財政状況を勘案しながら効率的に整備する必要がある。

イ 下水道

衛生的で快適な生活のための水洗化については、遠賀川中流流域下水道事業に参加し、平成18年度から公共下水道の面整備工事に着手し、平成24年度に一部を供用開始している。令和元年度末時点の下水道処理人口は752人、下水道普及率は10.6%となっている。今後は、効率的・経済的に面整備を進めるとともに公共下水道の接続率向上に努める必要がある。

また、下水道事業計画区域外については、合併処理浄化槽設置整備事業を推進していくとともに、単独浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促していく。

農業集落排水事業については、平成9年度に供用を開始しており、現在の接続戸数は211戸、加入率は80.2%となっている。今後も、加入促進に努める必要がある。

ウ 環境衛生

一般廃棄物については、小竹町、鞍手町及び宮若市にて構成する宮若市外二町じん荼処理施設組合で、広域的に処理を行っている。近年のごみの質の多様化等に伴い、分別収集等にも取り組んできた。

また、平成7年10月に、ごみの減量化の一環として、学校や子供会などが行っている廃品回収に対する資源回収補助金制度を開始した。

さらに、ごみ減量化推進の一環として、平成17年1月から、毎月第3日曜日に旧役場庁舎前にて、平成19年7月からは、毎月第1及び第3日曜日に、宮若市外二町じん荼処理施設組合くらしクリーンセンターにおいても資源回収事業を展開している。

しかし、資源物を持参する町民がほぼ固定化されているので、資源回収量も一定の水準を保っているが、増加の傾向にはない。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、小竹町、飯塚市及び嘉麻市で構成するふく

おか県央環境施設組合において、広域のかつ効率的処理に取り組んでいる。汚泥再生処理センターは、高負荷脱窒素処理方式で、公共用水域の汚染をふせぎ、処理後に発生する汚泥を発酵させて肥料化することで、資源化し、有効活用している。

地球温暖化対策として、平成23年3月に小竹町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、役場庁舎等の二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいる。

エ 消防救急施設

常備消防については、昭和50年に設立した直方・鞍手広域市町村圏事務組合による広域消防体制を整備し、小竹出張所を設け、本町消防団との連携を図りながら消防・救急業務に当たっている。なお、救急車等の緊急車両については、計画的な更新が必要である。また、直方市消防本部との広域化にする計画がある。

消防団については、4分団で構成されており、火災・災害などの非常時においてその役割を十分果たしている。しかしながら、青年層の減少や近隣市町への通勤者の増加等によって、特に昼間の団員減少が大きな課題であり、消防団組織の充実・強化とともに資機材整備により消防団機能の強化を図る必要がある。

また、地域住民が主体となる自主防災体制の充実強化や防災施設・設備の整備も必要であり、消防団と自主防災会の連携が不可欠である。

オ 公営住宅

現在、公営住宅は老朽化が進んでおり、令和3年4月に策定した「小竹町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長期的な視点を含めた効率的な更新・改修等、またバリアフリー化を推進することで、住環境の向上を図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 上水道

安全で衛生的な水を安定供給するため、施設の整備や水資源の保全に努める。

また、経営基盤の強化を図り、財政の健全経営に努める。

イ 下水道

本町の汚水処理については、公共下水道事業を効果的・経済的に実施し、農業集落排水事業における加入率の向上を図り、合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度を継続することにより、総合的に体系化する。

ウ 環境衛生

環境美化推進員の協力を得ながら、自然環境の保全、ごみの減量化・分別収集・再資源化の推進、廃棄物の適正処理、ごみの不法投棄の防止など、自然との共生と環

境にやさしい地域づくりをめざした広域的な取り組みを図る。

し尿処理については、汚泥再生処理センターが稼動してから、10年近く経過している。定期的な膜交換等を行い、施設の維持管理に努め、公共用水域の水質保全及び肥料の品質の保持に努める。

地球温暖化対策としても、政府の掲げる「2030年度までに2013年度比26%削減」という目標に近づけるべく、努力を重ねていく。

エ 消防救急施設

町民の消防活動への理解と認識を深め、団員の確保を図って消防体制の強化に努める。また、防火水槽及び消火栓を設置するなど消防水利の拡充整備に努め、常備消防と消防団の連携を図る。

また、確実な救命活動が行えるよう耐用年数の経過した自動体外式除細動器の更新にあたる。

オ 公営住宅

今後も公営住宅等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの削減に繋げていく。

また、老朽化している公営住宅等については、補修や修繕を適時に行いながら、バリアフリー化等により住環境の向上を図り、定住化の促進や地域コミュニティの活性化に繋がるように努めていく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(2)下水処理施設 公共下水道	遠賀川中流流域下水道	県	負担金
		小竹町遠賀川中流流域関連公共下水道 計画処理区域面積 285ha 事業計画区域面積 103.9ha	町	
	農村集落排水施設	農業集落排水施設改修事業 計画面積 75ha	町	
	(5)消防施設	自動体外式除細動器更新	町	
		はしご車オーバーホール	組合	負担金

		本署救急車更新	組合	負担金
		小竹救急車更新	組合	負担金
		査察車更新	組合	負担金
		高機能指令センター機器更新	組合	負担金
		消防救急デジタル無線機器更新	組合	負担金
		本部庁舎外壁等防水工事	組合	負担金
		小竹出張所建設設計委託料	組合	負担金
		小竹出張所建設	組合	負担金
	(7)過疎地域持続的発展特別事業			
	生活	資源回収団体等奨励事業	団体	補助金
	環境	合併処理浄化槽設置整備事業 浄化槽設置補助	町	
	防災・防犯	洪水対策事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

小竹町公共施設等総合管理計画では、生活環境の整備に係る施設の管理に関する基本的な方針を以下のとおり定めています。

基本的な方針

小竹町水道事業基本構想である配水管更新計画に基づき、老朽化した配水管の計画的な更新と適正な維持管理を実現する取り組みを進める。

水道施設（浄水場等・配水池等）については、日常点検・定期点検及び水道施設更新計画に基づき、修繕・更新を行い、安全・安心な給水を確保するとともに、費用削減に努める。

公共下水道については、「小竹町汚水処理構想」に基づき令和17年度の整備完了

をめざし、経済性を考慮した適切な管路施設整備を進める。

農業集落排水施設については、機能診断や点検等によって状況に応じた修繕・更新を計画的に実施しながら、ライフサイクルコストの削減と効率的な維持管理を図る。

環境保全施設等については、効率的な維持管理に努め、予防保全の考え方により計画的に修繕等を実施し、施設の長寿命化を推進する。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

現在、共働き家庭や核家族化の増加など、子どもと家庭を取り巻く環境も変化し、様々な悩みや課題を抱える子どもや保護者が増える一方で、子どもの育成や子育て支援に対するニーズは多様化しており、子どもの健やかな成長と子育て家庭を社会全体で支援していくことが重要となっている。さらに、妊娠、出産に対する不安や悩みを抱える人が増加しており、妊娠・出産・子育てまで、心身ともにサポートし、子どもを安心して産み育てられる環境づくり、子育てしやすい環境づくりが必要となっている。また、子育てへの負担が大きくなったことで、親の子育て力の低下やそれに伴う子どもの健やかな育ちへの懸念もしばしば指摘されており、孤立した環境で子育てに悩まないよう親子が気軽に集い交流・相談でき、必要な情報を得ることのできる場所など、地域子育て支援拠点の一層の充実が求められている。併せて、これらの周知に向け、広報紙、ウェブサイト、SNSなどの効果的な利用について、検討が必要である。

子どもの健全育成については、遊びや様々な体験活動等への参加を通して子ども同士や地域の方々と関わることは、子どもの仲間関係の形成や社会性の発達、規範意識の形成に大きな影響を与えるものであるため、今後は、様々な学習や体験活動のできる場の提供や、それを支える地域の人材育成が必要となる。

町外へ向けて子育て環境をPRするため、屋内外の遊具を充実させることにより、子育て環境の充実を図る必要がある。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本町の高齢化率は、令和3年4月1日現在で41.75%と、国や県の平均を大幅に上回っており、令和22年度には50%になることが予想される。世帯の構成では、高齢者単独世帯が26.6%、高齢者夫婦世帯は14.4%と高齢者のみの世帯が増加し、家庭での急速な介護機能低下が顕著となり、さらには、認知症の問題や8050問題なども顕在化してきた。

令和2年に実施した高齢者の保健福祉に関するアンケート調査によると、今後利用したい介護保険サービスでは「一時的に宿泊できる施設を利用したい」が最も多く32.0%、「自宅訪問による生活介護を受けたい」が29.6%、「週何回か介護事業所に通い、運動や食事の指導を受け自立を目指したい」が20.0%であった。

この状況を踏まえ、訪問介護サービス、通所介護サービス、短期入所生活介護などの在宅サービスや相談体制の更なる充実を図る必要がある。高齢者が健康で、生き生きと住み慣れた地域で充実した人生を送ることができるように、生涯学習の振興、生涯スポーツの推進、高齢者の社会参加等による生きがいつくりなど、集いの場の事業の充実を図る必要

がある。

また、前期高齢者に比べ、後期高齢者の割合が高くなり、「高血圧、目や耳の病気、筋骨格の病気、糖尿病」などの既往歴が高く、これらの疾患は要介護状態に移行する要因となるため、疾病を未然に防ぎ、重症化を防止することが重要であることから、「高齢者の保健事業と介護予防」を一体的に推進する必要がある。

誰もが要介護者や障がい者になり得る可能性がある。そのため、住民それぞれが「我が事」としてとらえ、「支え手」「受け手」という関係を超え、世代や分野を問わずに「丸ごと」つながることで、地域共生社会の実現を目指すことが求められる。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

本町では、令和2年3月に子ども・子育て支援のための対策として、「第2期小竹町子ども・子育て支援事業計画」を策定した。第1期計画の「子ども 親 地域 ともに育ちゆくまち“こたけ”」という基本理念を継承し、子ども・子育て支援施策を総合的・効率的に推進する。

- ① 地域における子育ての支援
- ② 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ④ 子育てを支援する生活環境の整備
- ⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進
- ⑥ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
- ⑦ 子どもの安全の確保
- ⑧ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

の8項目の基本目標をもとに、主要課題に対しての取り組みを進める。

また、魅力ある遊び環境の整備は、成長段階の子どもにとって大切なものである。こころ・頭・からだを使って、いきいきと遊び、子ども時代に培うべき土台をしっかりと育てるとともに、遊びを通してコミュニケーションを深め、親が安心して子どもが安全に遊ぶことができる環境の充実を図る。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本町では、令和3年3月に高齢者保健福祉施策及び障がい児者に係る福祉施策を計画的に進めていくため、「小竹町高齢者保健福祉計画」及び「第3次小竹町障がい者福祉長期計画」を策定した。

これまで地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の実現に向け、地域住民ネットワーク（自治会、民生委員児童委員、老人クラブ等）と連携し、高齢者等の福祉の増進に取り組んできたが、今後、更なる高齢化や障がい者の親亡き後の課題が深刻化

し、地域での支え合いの必要性が一層高まっていく中で、本町の高齢者等が健康で、いきいきと住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生のまちづくりに向け、高齢者及び障がい者施策を総合的・効果的に推進していく必要がある。

高齢者等の施策の推進については、次の5つの基本目標を定めて取り組んでいくこととする。

① 介護予防・地域生活の継続支援〈地域支援事業〉

介護予防・日常生活支援総合支援事業の趣旨に則り、高齢者の心身の状況だけでなく、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行うことを目指す。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、中心的な役割を果たす地域包括支援センターの周知と地域住民の利用促進に取り組むとともに、医療・福祉・介護・地域住民が一体となった支え合いに結びつけ、併せて医療・福祉・介護の連携により、専門的な支援を提供していく。

② 生涯にわたる健康的な生活の実現

高齢者等が生涯にわたって健康的な生活を送っていくことを目指し、自ら健康に関心を持ち健康づくりや健康の維持が促進されるよう健康づくりへの啓発、情報提供や教育、要介護状態の要因となる生活習慣病の発症予防や重症化防止について取り組みを進める。

また、高齢者等の日常生活支援を行い、いつまでも住み慣れた地域で生活することができるよう支援を行う。

③ 社会参加と生きがいがづくり

高齢者等がいつまでも生きがいを持ち、地域の中でいきいきとした生活を送ることができるよう、生きがいがづくりに関する事業や地域活動への参加の促進、就労支援を進めていく。

④ 安全・安心な地域づくり

高齢者等が、住み慣れた地域の中で安全に安心して暮らし続けることができるよう、緊急時に関係機関との連携により、迅速な対応ができる体制の整備を進める。

また、災害時要援護者の名簿整備を進め、地域の中で、緊急時等に支援が必要となる要支援者の方々の見守りや、緊急時の対応に関する仕組みづくりを進めていく。

⑤ 複合的困難に配慮した分野横断的な取組の推進

近年、高齢者や障がい児者を取り巻く状況は、住まいや家族間での虐待、生活困窮などの様々な問題が複雑に絡み合い重層化している。それぞれの分野ごとに対応するのではなく、分野を横断した支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築を図り、包括的ケアの視点をもって進めていく。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(1)児童福祉施設 児童館	児童館管理運營業務	町	
	(2)認定こども園	小竹こども園耐震改修 A=2,435 m ²	町	
		I C T化推進事業	町	
		園内における遊具の設置	町	
	(8)過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

小竹町公共施設等総合管理計画では、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る施設の管理に関する基本的な方針を以下のとおり定めています。

基本的な方針

就学前の子どもに対して、教育・保育を一体的に提供するとともに、子育て家庭への支援を行うため、幼保連携型認定こども園の適切な運用を図る。

多様化する保育ニーズに対応するため、小竹こども園の設備整備に努め、保育時間の延長や保育機能強化と乳幼児保育など保育内容の充実を図る。

法令等に基づく施設、設備の点検を実施し、施設の劣化状況を把握し、老朽化対策及び修繕・更新等を進める。

長期的な視点による効率的な維持管理を行い、予防保全の考え方により計画的に修繕等を実施し、施設の長寿命化を図る。

耐震補強が未実施の施設については、耐震診断を実施し、施設の安全性の確保を最優先にして耐震化による安全性の確保を図る。

子育て支援新制度の趣旨や今後の財政的負担の状況を勘案しながら、小竹こども園が提供するサービスの維持すべき内容やレベルについて検討するとともに、公私連携型等、多様な選択肢から最も効率的・効果的なサービスの提供を検討する。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

町内の医療施設の状況は、町立病院を中心に診療所4か所、歯科診療所4か所が開設されており、数としてはある程度充足しているが、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科などの特定診療科目の医療機関がなく、町民は近隣市町の医療機関を利用している。

しかも、町立病院を除く医療施設は、いずれも一次医療サービスを担っており、高度医療については、一部を飯塚市や直方市など、他の地域に依存せざるを得ない状況にある。

また、町立病院では医師不足が深刻であり、継続した医療の提供が危惧される。

町民は、安心して生活できる生活環境の中でも特に重要な地域医療体制の整備を望んでおり、今後も、地域医療の高度化を促進するとともに、超高齢社会に対応した適正な医療サービス体制の充実を図る必要がある。

救急患者については、直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部において搬送の体制を整えており、休日・夜間急患診療においても、直方・鞍手広域市町村圏事務組合休日等急患センター、在宅当番医制、病院群輪番制によって対応しているが、今後とも、医療体制の整備が必要である。

また、近年では、情報社会の発展に伴い遠隔医療などのAI・IoT技術を活用した取組もみられている。本町においても移動手段を持たない高齢者や障害者が多く、今後必要となっていくことが想定されることから活用に向けて検討していく必要がある。

(2) その対策

① 地域保健医療体制の充実

町民の保健医療需要に的確に対応するため、地元医師会をはじめ、関係医療機関との連携を図り、健康増進から健康教育、治療まで一貫した地域保健医療体制の充実強化が必要である。

今後は、患者の高齢化に向けて、特別養護老人ホーム、グループホーム、ケアハウス等と連携しながら、訪問診療を進めて地域のニーズに応える医療体制の整備が必要となる。

② 地域医療の確保

町立病院は、中核病院として地域医療の充実を図るために、経営健全化のさらなる実施と地域医師不足の現状を踏まえ、医療スタッフの確保に努める。

関係機関と連携を取りながら、一次救急医療体制としての在宅当番医制度、二次救急医療体制としての病院群輪番制の充実を図り、休日・夜間救急医療体制の強化に努める。

③ 最先端技術を活用した取組の推進

自宅に居ながらオンライン診療や服薬指導などのサービスが受けられる仕組みの構築に努める。また、近隣医療機関と高度な医療機関の連携により緊急時及び救急の支援などに取り組むとともに、各種情報をもとに健康増進等に関する個人にあった支援などを受けることができる仕組みの構築に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続 的発展特別事業 自治体病院	休日等急患センター運営事業	組合	負担金
		病院群輪番制病院事業	医師会	補助金

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本町の義務教育施設は、小学校3校、中学校1校であり、令和3年5月1日現在、小学校児童数250人、中学校生徒数137人である。

義務教育においては、心豊かで創造性に富み、心身ともに健やかな児童・生徒の育成を目指すとともに、「生きる力」を育むため、学びに向かう力や人間性、知識及び技能、思考力・判断力・表現力などの三つの力をバランスよく育むことによる学習指導要領に沿った体制整備が求められている。

しかも、充実した内容の学校教育を実現するため、学習指導や生徒指導及び道德教育を創意工夫し、他人を思いやり自己を大切にすることを育て、子どもたちが生き生きと成長する義務教育の実現が求められる。

小・中学校期は、学力向上や心身の調和の取れた人間形成を育む重要な時期であり、今後は、次代を担う子どもたちの育成のため、学校・家庭・地域・行政のより一層の連携のもと、多様な個性と可能性を伸ばせる教育環境の整備が必要であり、また、教育水準を維持し、教育効果を高めるために学校規模の適正化や小中一貫校の検討などが必要である。

給食施設については、昭和50年代に小学校校舎を改築し、現在の学校給食共同調理場が建設されており、老朽化が目立つため、衛生面及び安全性の確保に努める必要があり、建て替え等の検討も必要となっている。

食育によって国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目的として、平成17年に食育基本法が制定された。今や食育は、知育、徳育及び体育と並び称される教育の基盤である。これらを踏まえて、本町では、平成27年4月から小学校同様中学校においても完全給食を実施している。

また、幼児教育については、義務教育及びその後の教育の基盤となることに鑑み、認定こども園との連携を図り、幼児教育課程に係る適切な支援を行うことにより、小学校への円滑な接続を進める必要がある。

イ 社会教育

本町の社会教育活動は、中央公民館などにおいて、親育ちサロン、ひまわり講座、生涯学習講座等の開催及び各種サークル活動などの活動拠点となっている。しかし、一方で参加者が限定的で固定化する傾向が強まっており、誰もが気軽に自由に参加できるよう、内容の充実や、施設利用の利便性強化などが求められている。

近年、青少年をとりまく社会環境は、核家族化、少子化など社会情勢変化のなかで、地域社会のコミュニティ意識の希薄化や親子のふれあい機会の減少などが進んでいる。それに伴い、家庭や地域社会における青少年への教育機能が低下するとともに、

青少年の規範意識の低下や自尊心の欠如が見られるようになっている。

地域住民が青少年の人間形成に果たす地域社会の役割について理解を深めるとともに、次世代を担う青少年に、自然環境の尊さ、地域社会との関わり大切さなどについて、理解させることが必要である。

また、町民の学習活動・地域活動の拠点となる社会教育施設については、老朽化が進んでいる施設もあり計画的な施設の整備を図る必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

子どもが将来、社会の中で自立した生活を送れるようにするためには、学校生活の中でその能力を培うため学習し、友達等との交流により、お互いに高め合って能力を伸ばす教育が重要である。そのため、少子化が進む中で新しい時代を拓く子どもを育成することを第一に考え、学校規模の適正化の検討などを進める。

小・中学校の教育内容については、学習指導要領の趣旨、地域の実態、文化・伝統などを踏まえ、創意を生かした教育課程を編成することにより内容の充実に努める。また、小・中学校間の教育内容の一貫性を確保し、基礎的、基本的学習内容の習得を図るとともに、体験学習などの多様な学習活動の充実や学び方を育てる指導方法の工夫改善を進め、学習指導の充実に努める。

学校給食共同調理場の適切な維持管理等及び徹底した衛生管理を推進し、引き続き、食育の向上を念頭においた学校給食の充実に努める。

高度な情報社会が発展する中、社会変化に柔軟に対応できる人材の育成を図るとともに、ICT教育に係るネットワーク整備、タブレット端末の整備等を行うことで公正に個別最適化された学習を図る。また、最先端技術を活用したオンライン授業等の検討や教員の支援として専門業者によるヘルプデスク委託や家庭でのネット環境の整備補助等を行い、ICT教育での町内児童生徒の学習環境を図っていく。

幼児教育については、子どもの成長と発達に応じた幼児教育を推進するとともに、適切な施設の整備充実に図り、幼児教育環境の向上に努める。

イ 社会教育

町民の主体参加を促進し、学習活動の活発化を図ることにより、地域住民等との絆の再構築や地域課題の解決につなげていく。

子どもから高齢者まで町民一人ひとりが、生涯を通し安心して学ぶことができる環境をつくとともに、学習した成果をまちづくりに活かせるよう、活用を場を確保する。

地域住民が、青少年の人間形成に果たす地域社会の役割について、理解を深めるとともに、次世代を担う青少年に、自然環境の尊さ、地域社会との関わり大切さなど

について、理解と協力を求めることに努める。

スポーツ推進委員によるスポーツ・レクリエーション推進活動等を通じて、健康で豊かな暮らしができるよう生涯スポーツの推進を行い、スポーツに親しめる機会の充実を図る。そのために、スポーツ推進委員や各種スポーツ団体の育成に積極的に支援を行う。

また、町民が安全で快適に社会教育施設を利用できるよう、施設改修や設備の更新を計画的に行うとともに、多様化する町民のニーズに応えるため機能の充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連 施設	屋内運動場	小竹西小学校体育館照明改修 照明 14 台	町	
			小竹南小学校体育館照明改修 照明 20 台	町	
		給食施設	学校給食共同調理場改築	町	
		その他	I C T 支援業務委託	町	
	(4)過疎地域持続 的発展特別事業	義務教育	給食費助成事業	町	
			総合教育支援事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

小竹町公共施設等総合管理計画では、教育の振興に係る施設の管理に関する基本的な方針を以下のとおり定めています。

基本的な方針

小学校の統合、小中一貫教育については、併せて検討することとし、今後、国の動向等を注視しつつ、費用対効果の原則を踏まえ、教育委員会及び総合教育会議において、より良い教育環境の実現について検討する。

法令等に基づく施設、設備の点検を実施し、施設の劣化状況を把握し、老朽化対策及び修繕・更新等を進める。

学校施設は、学校教育だけでなく防災や地域活性化の重要な施設であるため、ライフサイクルコストを考慮しつつ、定期的な点検を実施し、改築又は予防的な維持補修を行うなど長寿命化を図る。

今後の児童数・生徒数の動向、地域の意向を踏まえ、学校の適正規模・適正配置については、小竹町行政改革実施計画に基づき、検討する。

施設の利用実態や統合の可能性を踏まえ、行政が維持することが困難な施設や目的が重複した施設については、統合や用途廃止等を検討する。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全て上記の方針に適合するものです。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は、18の自治会で構成されている。

旧産炭地域特有の炭鉱住宅の改良住宅だけで構成された集落や農家を主体とした集落、公的住宅群を主体とした集落、大規模開発によって造成された集落とに大別できるが、いずれの集落も日常生活や自治機能の維持、伝統行事・祭事等の共同行事の開催に支障をきたしており、高齢化の進行と若者の流出が続いており地域活力を低下させている。

地域での相互支援の強化や活性化を図る上で、若者の力は必要不可欠であるが、町外への流出に伴い急激に減少している。そのため地元へ残る若者への負担が大きいことや、若者と高齢者の思考の相違もあいまって、相互支援体制も失われつつあることが懸念されている。しかしながら、愛着をもって集落を守っている住民は少なくないことから、集落強化や機能強化への支援施策も必要となっている。

また、集落における空き家も増加してきており、老朽化による倒壊の恐れや有効活用が困難になることが問題となっており、空き家活用を促進する必要がある。

(2) その対策

令和2年5月、小竹町役場庁舎がJR小竹駅西口に移転した。今後は、小竹駅西口周辺の開発により、この地域を中心拠点として、住宅地並びに商業・公共・公益施設等の整備推進を目指すなど、環境の整備が不可欠となるが、反面無秩序な開発や虫食いの住宅化を防止し、良好な居住環境の創出を図る必要が生じる。

したがって、小竹町都市計画マスタープランに基づいた、総合的な都市計画行政を推進し、個性的で快適な市街地の形成を図る。

また、集落の維持・活性化について、地域づくり事業の活動を通じて、地域の活性化や住民との連携を図り、協働のまちづくりを推進するため、住民が主体となっ
て行う新たな地域づくり事業に対して、積極的に支援を行うとともに、活動の中心となる地域リーダーの確保・育成に努める。

社会情勢の変化に伴い田舎暮らしへの関心も近年高まっていることから、現在増加している空き家についてもUIJターン者の受け皿の一つになるよう、地域と連携を密にし、空き家活用促進事業により、空き家バンクへの登録やリフォーム事業での改修を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備	町民まつり実施事業	実行 委員会	補助金
		買い物弱者対策事業	町	
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立	町	

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町には、地域の歴史や文化、風土に育まれた祭りや伝統芸能、自然とともに暮らす生活の知恵に培われた風俗習慣など、今では貴重といわれる多くのことが現在に伝えられている。こうしたかけがえのない財産の保存・継承に対する町民の理解を深め、意識を高める必要がある。少子高齢化が進む中、貴重な文化財や伝統芸能を保存継承し、次の世代へ伝承していくためには、担い手の育成・確保が大きな課題となっている。

また、住民が日常生活の中で文化遺産に身近に接し親しむことができるよう、文化財の調査・研究を進め、広く公開する必要がある。

古くから交通の要衝であった本町には、多様な文化財が残されており、これらの保存、活用を図るために、郷土の歴史と文化に対する理解と認識を高める体制づくりが必要である。特に、地域開発に伴う埋蔵文化財の保護については、遺跡保護の重要性についての関係者の理解と協力を求めながら、適切な保護策を講じる必要がある。

(2) その対策

文化財の系統的な整理、展示、保存のために施設の整備充実に努める。

今後は、史跡などの歴史的遺構等の環境整備に努め、歴史的学习に対する認識の高揚を図るとともに、ふれあいの場としての文化財の有効活用を図って、親しみやすい史跡等の環境整備に努める。

また、風土に根ざした無形民俗文化財の保存や継承を図り、後継者育成の支援や、文化に親しむ機会の際の提供に努める。

関係団体との連携を図り、町民の文化財に対する認識と理解を高めるため、啓発活動の推進に努める。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

近年、地球温暖化に伴う気候変動等の影響による自然災害の増加・激甚化など、地球規模で環境問題が深刻化してきており、脱炭素化の考え方を踏まえた低炭素循環型社会の構築など、環境への意識、関心が高まっている。また、過疎地域の持続的発展のためには、エネルギーの安定供給の確保、環境負荷の軽減、地域内の循環等が重要となっている。

本町では、これまでも、住宅用太陽光発電の設置を促進し、町内の設置率は増加した。さらに、町内のいたるところにメガソーラーが設置されており、環境負荷の軽減に努めてきた。しかし、固定価格買取制度により全量売電となっているため、エネルギーの安定供給の確保ができていない状況である。

今後は、次世代へ向けての地球温暖化防止対策として、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化の進行を緩和する取組や、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの導入など、「脱炭素」を推進する必要がある。

(2) その対策

再生可能エネルギーの利活用推進のため、環境にやさしいエネルギーを生かすまちをめざして、省エネルギーや地球温暖化等に対する啓発活動を進める。

2050年までに温室効果ガスを実質ゼロにする「カーボンニュートラル」の達成に向け、公共施設の再生可能エネルギーへの切り替えを進める。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 協働のまちづくり

地方分権の進展により自己決定、自己責任が問われる一方、町民ニーズはますます多様化してきており、このような状況に的確に対応するため政策の形成過程などへの町民参画の機会の拡充が求められている中、町民と行政による協働にまちづくりを推進していく必要がある。

また、都市化の進展や生活様式・価値観の多様化に伴い、町民相互の交流やふれあいが減少しており、さらに、人口減少と高齢化の進行も相まって、従来から地域の防犯、環境美化や子どもの健全育成などの役割を担っている自治会等の地域コミュニティが希薄化しており、地域における生活扶助機能の低下が問題となっている。

今後は、地域住民や様々な団体とのパートナーシップを構築し、地域課題などの解決のため、それぞれの個性や能力に応じた連携・協力により、住み良い地域社会をともに形成していくことが求められている。

イ 男女共同参画

本町においても、過疎化、高齢化、少子化が進行する中で、活力ある地域社会を形成するためには、男女がお互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員としてそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められている。

今後、本町の男女共同参画を進めていくには、男女の人権を尊重する教育や学習の充実と意識改革、社会制度・慣行の見直し、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、男女共同参画に関する認識を深め定着させるための広報・啓発活動などを行っていく必要がある。

(2) その対策

ア 協働のまちづくり

町民との情報の共有化、まちづくりへの町民参画、協働による活力ある地域づくりを推進する。

イ 男女共同参画

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合いながら生きがいを持って共に自立し、支え合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の形成を実現するため、小竹町男女共同参画計画に基づき施策を総合的、計画的に推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域 の持続的発展 に関し必要な 事項		人材育成事業補助金	町	
		地域協働地区補助金	町	

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	移住定住促進事業	町	移住定住促進を目的とした社会増に資する事業
2 産業の振興	(10)過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業 商工業・6 次産業化	麦・大豆等生産技術向上 推進事業	町	農業生産活動を支援する事業
		直鞍広域連携プロジェクト事業	協議会	地場産業振興を目的とした事業
		ふれあい商品券事業	商工会	地場産業振興を目的とした事業
3 地域における 情報化	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 デジタル技術活用	納付・各種証明サービス 拡充事業	町	住民サービス及び 利便性の向上に資 する事業
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9)過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通	巡回バス運行事業	町	地域交通の利便性 確保に資する事業
		巡回ワゴン運行事業 (シルバー人材センター 委託料)	町	地域交通の利便性 確保に資する事業
		地域交通体系整備事業	協議会	交通施設の整備、 交通手段の確保に 資する事業
5 生活環境の 整備	(7)過疎地域持続 的発展特別事業 生活	資源回収団体等奨励事 業	団体	ごみの減量化・環 境保全に資する事 業

	環境	合併処理浄化槽設置整備事業 浄化槽設置補助	町	快適で持続可能な生活環境の維持に資する事業
	防災・防犯	洪水対策事業	町	快適で持続可能な生活環境の維持に資する事業
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業	町	子育て世代の経済負担軽減により子どもの保健の向上と福祉の増進に資する事業
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	休日等急患センター運営事業	組合	地域医療の充実に資する事業
		病院群輪番制病院事業	医師会	地域医療の充実に資する事業
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	給食費助成事業	町	子育て世代の経済負担軽減により移住定住の社会増に資する事業
		総合教育支援事業	町	児童生徒の心のケア及び自立力の向上に資する事業
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	町民まつり実施事業	実行委員会	観光交流人口の増大及び消費喚起、町の知名度向上に資する事業
		買い物弱者対策事業	町	地域の買い物施設確保に資する事業

	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立	町	集落の整備を持続的に推進するための基金積立
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		人材育成事業補助金	町	町民と行政の協働によるふるさとづくりの実現を図ることを目的とした事業
		地域協働地区補助金	町	地域コミュニティの活性化を目的とした事業